

（趣旨）

第1条 この要綱は、我孫子市が発注する建設工事以外のものに係る公募型競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）有資格者 我孫子市競争入札参加資格審査に関する規程（平成11年告示第2号）第3条第2項に規定する競争入札参加者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者をいう。
- （2）市内業者 有資格者のうち本市に本店を有するものをいう。
- （3）準市内業者 有資格者のうち本市に支店又は営業所（本店の受任事務所として登録簿に登録されているものに限る。）を有し、かつ、継続して1年以上の営業実績を有するものをいう。

（入札参加対象者）

第3条 この要綱に基づき実施する入札の参加対象者の数は、設計金額又は予算額に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

設計金額又は予算額	入札参加対象者数
500万円未満	5者以上
500万円以上1,000万円未満	6者以上
1,000万円以上5,000万円未満	7者以上
5,000万円以上1億円未満	8者以上
1億円以上	10者以上

2 入札参加対象者は、次のとおりとする。

- （1）発注業種について、市内業者が入札参加対象者数を満たす場合は、市内業者のみとする。
- （2）発注業種について、市内業者が存在しない場合は、すべての有資格者とする。
- （3）発注業種について、市内業者が入札参加対象者数に満たない場合には、市内業者のほか、当該入札参加対象者数を満たすまで次のアからオまでに掲げる者をその順に従って対象者に加える。

- ア 準市内業者
- イ 柏市に本店を有する者
- ウ 流山市、松戸市又は野田市に本店を有する者
- エ 千葉県内に本店又は受任事務所を有する者（アからウまでに掲げる者を除く。）
- オ その他すべての有資格者

- 3 一の発注業種において市内業者により入札を執行した結果、応募者が入札参加対象者数に満たない入札が2回以上あったときは、次回以降の入札における参加対象者は、前項第3号により定めるものとする。
- 4 発注する業種に係る入札参加資格要件として過去の受注実績等を求める場合であって、発注業種の特异性により要件を満たす業者数の把握が困難である等第2項に定める要件によりがたいときは、理由を明らかにした上で、有資格者の中から別途参加対象者を定めるものとする。

（入札参加資格要件）

第4条 入札に参加できる者は、有資格者のうち次の要件を満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (2) 次条第1項に規定する公告の日から入札執行日までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）に基づく措置要件該当者であると認められた者でないこと。
- (3) 入札執行日前6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (6) 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(7) その他必要な資格要件を設けたときは、その要件を満たしていること。

(入札の公告)

第5条 契約主管課長は、入札を執行しようとするときは、政令第167条の6及び我孫子市財務規則(昭和62年規則第9号。以下「規則」という。)第125条の規定により公告しなければならない。

2 前項の公告をしたときは、我孫子市ホームページに掲載する。

(設計図書等の取得方法)

第6条 入札に係る仕様書、設計書、図面等(以下「設計図書等」という。)の取得方法は、前条第1項の公告において定めるものとする。

(質問及び回答)

第7条 設計図書等の内容に関する質問は、指定する日までに発注主管課長に対し質疑書をファクシミリにより提出する方法で行うものとする。

2 前項の規定により提出された質疑書に対する回答は、指定する日に我孫子市ホームページに掲載する方法で行うものとする。ただし、質疑書の提出がない場合は、これを行わない。

(入札参加資格審査の申請)

第8条 入札に参加しようとする者は、公募型競争入札(建設工事以外)参加資格審査申請書兼誓約書(様式第1号)を所定の封筒(様式第2号)に入れ、指定された期日までに書留又は簡易書留の方法により提出しなければならない。

(入札参加資格の審査及び決定)

第9条 入札参加資格の審査及び資格の有無の決定は、発注主管課長及び契約主管課長が行う。

2 前項に定める入札参加資格の審査において、入札参加資格がないと認めた場合は、遅滞なく公募型競争入札(建設工事以外)参加資格確認結果通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

3 入札参加資格がないとされた者は、そのことを知った日から5日以内に市長に対して説明を求めることができる。

(予定価格の公表)

第10条 予定価格は、第5条に規定する方法により、事前に公表する。

(入札の執行)

第11条 入札は、我孫子市郵便入札実施要領(平成22年告示第86号)に基づく郵便入札又は我孫子市電子入札実施要領(平成22年告示第85号)に基づく電子入札により行う。

2 発注主管課長は、提出された入札書を安全かつ適切な方法で管理しなければならない。

3 入札書の到着確認の問い合わせには、一切応じない。

4 郵便入札における入札書の開札は、契約主管課職員及び発注主管課職員が、指定する日時及び場所において、入札参加者の立会いを求めた上公開で行う。

5 電子入札における入札書の開札は、契約主管課職員が、契約主管課において公開で行う。

(落札者の決定)

第12条 落札者の決定は、入札書を開札した結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格(最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうちの最低の価格)をもって申込みをした者を落札者とする。

(積算内訳書等の提出)

第13条 測量・コンサルタント業務に係る入札参加者は、入札に際し、入札書のほか積算内訳書(本工事内訳書相当まで記入したもの)を市長に提出しなければならない。

2 設計金額が5,000万円以上の測量・コンサルタント業務に係る落札者は、契約締結後速やかに、前項の積算内訳書に単価、数量及び金額を記載したものを市長に提出しなければならない。

3 予定価格が2,000万円以上の財産の取得に係る落札者は、契約締結後速やかに、単価、数量及び金額を記載した内訳書を市長に提出しなければならない。

(入札の無効)

第14条 次の各号(電子入札にあつては第3号から第6号までを除く。)のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 規則第130条各号に該当するもの

(2) 入札書の記載事項に誤記又は記入漏れがあるもの

(3) 入札金額の記載に訂正があるもの

(4) 入札書に代表者又は年間代理人の記名押印がないもの

(5) 入札書を入れた封筒に封かん(割印)がないもの

(6) 年間代理人が行う入札において市長が指定する日までに使用印鑑届兼委任状の写しが提出されないもの

(7) 所定の入札保証金を納付していない者(納付を免除された者を除く。)が行ったもの

(8) その他入札について定める条件に違反したもの

(入札の取りやめ等)

第15条 入札に参加しようとする者が結託又は入札の公正を害するような不穏な行動をなし、入札を公正に執行することができないと認められるときは、契約主管課長は、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。この場合において、市は、

生じた損害を賠償する責を負わない。

(適用除外)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に基づく入札によらないことができる。

- (1) 実施時期、納期等の実施要件が入札に適さない場合
- (2) 発注する業務、物品等の特殊性により入札に適さない場合

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年3月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、施行の日以後に行われる平成16年度分の予算に係る契約に関する準備行為から適用し、平成15年度分の予算に係る契約については、適用しない。

附 則 (平成17年2月22日告示第17号)

この告示は、公示の日から施行し、平成17年2月1日以後に締結する契約から適用する。

附 則 (平成21年5月29日告示第116号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月25日告示第131号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日告示第88号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 (前略) 第2条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札(建設工事以外)実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年4月12日告示第128号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定及び第3条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成25年11月1日告示第238号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定、第3条の規定による改正後の我孫子市郵便入札実施要領の規定及び第4条の規定による改正後の我孫子市総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月1日告示第164号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定、第3条の規定による改正後の我孫子市電子入札実施要領の規定及び第4条の規定による改正後の我孫子市郵便入札実施要領の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月21日告示第13号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日告示第94号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月22日告示第72号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の我孫子市公募型競争入札（建設工事以外）実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札から適用し、同日前に公示した入札については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月21日告示第226号）

この告示は、公告の日から施行する。